

(書き方については、**控用の裏面**を読んでください。)

税務署長

年 月 日提出

提出用

1 住所及び氏名等

[illegible]

2 組合に関する事項

組 合 の 名 称		組合事業の内容	
組合の主たる事務所の所在地		組合の計算期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類		収入金額 (ア)	必要経費 (イ)	差引 (ア - イ)		
事業	営業等	円	円	①	(ア-イ) 円	③ (①+②) 円
	農業			②		
不動産				④	円	
山林				⑤		
				⑥		
				⑦		
合 計 (③+④+⑤+⑥+⑦)				⑧		
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (③+④+⑤) ● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。				⑨	(△を付けないで書いてください。)	

4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間 の終了の時点までの合計額	本 年 中 に 終 了 し た 合 計 額	合 計 等
出資の価額の合計額	⑩ (前年の⑬) 円	⑬ 円	⑬ (⑩+⑬) 円
各種所得金額の合計額	⑪ (前年の⑭)	⑭ (上の⑧)	⑭ (⑪+⑭)
組合からの分配額の合計額	⑫ (前年の⑮)	⑮	⑮ (⑫+⑮)
調整出資金額 (⑬+⑭-⑮)			⑮ (赤字のときは0)

5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額 (⑨－⑩) ● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。	(赤字のときは〇)	円
---	------------------	----------

一面

税理士
署名
(電話番号)

税整 務理 署欄	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認	番 号 確 認	身 元 確 認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()												一連番号
	年 月 日			☐ 済 ☐ 未済													

(書き方については、**裏面**を読んでください。)

税務署長

年 月 日提出

控
用

[illegible]

組 合 の 名 称		組合事業の内容	
組合の主たる事務所の所在地		組合の計算期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日

所得の種類		収入金額 (ア)	必要経費 (イ)	差引 (ア - イ)		
事業	営業等	円	円	①	(ア-イ) 円	③ (①+②) 円
	農業			②		
不動産				④	円	
山林				⑤		
				⑥		
				⑦		
合 計 (③+④+⑤+⑥+⑦)				⑧		
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (③+④+⑤) ● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。				⑨	(△を付けないで書いてください。)	

	前年以前に終了した計算期間 の終了の時点までの合計額	本 年 中 に 終 了 し た 額	合 計 等
出資の価額の合計額	⑩ (前年の⑬) 円	⑬ 円	⑬ (⑩+⑬) 円
各種所得金額の合計額	⑪ (前年の⑭)	⑭ (上の⑧)	⑭ (⑪+⑭)
組合からの分配額の合計額	⑫ (前年の⑮)	⑮	⑮ (⑫+⑮)
調整出資金額 (⑬+⑭-⑮)			⑮ (赤字のときは0)

調整出資金額超過損失額 (⑨－⑪)	(赤字のときは0)	円
● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。	⑩	

一面

○この用紙は **控用** です。申告には、必ず **提出用** を使ってください

提出用

を使ってください。

署 税
理
(電話番号) 名 士

「 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の書き方

- この計算書は、租税特別措置法第27条の2（（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）の規定により、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」といいます。）を締結している組合員である方が、申告書を提出する場合に使用するものです。
- なお、本年分の所得税について申告書を提出しない場合であっても、組合契約を締結している組合員である方は、この計算書を本年の翌年3月15日（本年分の確定申告期限）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- この場合には、この計算書の「氏名」欄の※の各欄についても書いてください。
- この計算書は、組合契約ごとに作成してください。
- 組合契約を締結している組合員である方は、組合契約に基づき営まれる事業（以下「組合事業」といいます。）から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得に係る内訳等を「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）に記載し、提出しなければなりません。
- なお、この場合には、「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）の表題の上部に有限責任事業組合（以下「組合」といいます。）の名称を「（有限責任事業組合〇〇〇）」等と書いてください。
- 組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の損失額が、調整出資金額を超える場合には、「（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」も併せて提出しなければなりません。
- （注）調整出資金額超過損失額（一面の5の㊟の金額）のない方は、付表の提出の必要はありません。
- この計算書は、次により書いてください。
- 1 「1 住所及び氏名等」欄
「（納税地）」欄は、「住所（又は居所）」と納税地が異なる場合に、その納税地を書いてください。
 - 2 「2 組合に関する事項」欄
「組合の計算期間」欄は、本年中に終了した組合の事業年度の期間（以下「計算期間」といいます。）を書いてください。なお、本年中に終了した組合の計算期間が二以上ある場合には、それぞれの計算期間を書いてください。
 - 3 「3 組合事業から生じた各種所得の内訳」欄
この欄には、本年中に組合事業から生じた各種所得であなただけに帰属するもの（組合の計算期間により各種所得を計算する場合には、本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、そのすべての計算期間））について、次により書きます。所得の種類が数多くあり書ききれないときは、事業所得、不動産所得及び山林所得以外の所得については、合計額を書き、適宜の用紙に内訳を書いて、この計算書に添付してください。
 - (1) 「収入金額（㊸）」欄
この欄には、各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を書いてください。
なお、源泉分離課税や申告分離課税とされているものがある場合には、調整出資金額の計算は、これらも含めて計算することになります（この場合には税込みの金額に基づき計算します。）。
 - (2) 「必要経費（㊹）」欄
この欄には、上記(1)の各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額から控除される必要経費等について、次の区分に応じて、それぞれ次の金額を書いてください。
なお、青色申告特別控除額及び山林所得、譲渡所得又は一時所得の特別控除額は、必要経費等には含まれませんのでご注意ください。
 - ① 事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得 …… 事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、これらの所得に係る総収入金額から控除される必要経費の額
 - ② 配当所得 …… 配当所得の金額の計算上、配当所得に係る収入金額から控除される負債の利子の額の合計額
 - ③ 譲渡所得 …… 譲渡所得の金額の計算上、譲渡所得に係る総収入金額から控除される資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額
 - ④ 一時所得 …… 一時所得の金額の計算上、一時所得に係る総収入金額から控除されるその収入を得るために支出した金額の合計額
 - (3) 「差引（〇－〇）」の⑧欄
この欄には、各種所得の差引金額の合計額を書きます。なお、赤字の場合には、△を付してその赤字の金額を書きます。
 - 4 「4 調整出資金額の計算」欄
 - (1) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「出資の価額の合計額」⑬欄
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合契約に基づいて組合に対して出資をした金銭その他の財産の価額で組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額を書きます。
 - (2) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「組合からの分配額の合計額」⑮欄
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合から交付を受けた分配額（分配した組合財産の帳簿価額をいいます。）の合計額に相当する金額を書きます。
- ◎ この計算書を提出する際（申告書と併せて提出する場合を除きます。）には、①個人番号（12桁）の記載及び②本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- なお、計算書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- ◎ 有限責任事業組合に係る所得計算に関する詳しいことは、「有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等の所得計算の説明書」を参照してください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の⑳の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の⑳）	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）		②	(△を付けないで書いてください。)	円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)		③	(△を付けないで書いてください。)	
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)		④	(△を付けないで書いてください。)	
(③+④)		⑤		
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）		⑥	(△を付けないで書いてください。)	
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）		⑦	(△を付けないで書いてください。)	
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）		⑧		
事業所得等	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨		
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④(収支内訳書（一般用）の②)} \right) + ⑨$ の金額	⑩		
	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪		
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④(収支内訳書（農業所得用）の②)} \right) + ⑪$ の金額	⑫		
	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬		
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の④(収支内訳書（不動産所得用）の②)} \right) + ⑬$ の金額	⑭		
	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮		
	$\left(\text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②)} \right) + ⑮$ の金額	⑯		

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は⑩の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④（収支内訳書（農業所得用））は⑫の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の④（収支内訳書（不動産所得用））は⑭の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の④（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は⑯の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控
用

この計算書は、組合契約を締結している組員である方が、「____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）		②	(△を付けないで書いてください。)	円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)		③	(△を付けないで書いてください。)	
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)		④	(△を付けないで書いてください。)	
(③+④)		⑤		
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）		⑥	(△を付けないで書いてください。)	
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）		⑦	(△を付けないで書いてください。)	
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）		⑧		
事業所得等 農業所得 不動産所得 山林所得	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨		
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④(収支内訳書（一般用）の㉒)の金額} \right) + ⑨$	⑩		
	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪		
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④(収支内訳書（農業所得用）の㉒)の金額} \right) + ⑪$	⑫		
	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬		
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の④(収支内訳書（不動産所得用）の㉒)の金額} \right) + ⑬$	⑭		
	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮		
	$\left(\text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書（課税事業者用）の㉒)の金額} \right) + ⑮$	⑯		

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は㉒の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④（収支内訳書（農業所得用））は㉒の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の④（収支内訳書（不動産所得用））は㉒の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の④（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は㉒の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二
面

○この用紙は

控
用

です。申告には、必ず

提出用

を使
っ
て
く
だ
さ
い。